

【中国】放射性廃棄物安全管理条例の制定

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

* 放射性廃棄物安全管理条例が、2011年11月30日に国務院第183回会議で採択され、12月20日の公布を経て、2012年3月1日に施行される。原子力の開発や原子力産業の発展に伴い、多くの放射性廃棄物が発生しており、その管理は中国にとって重要課題である。

放射性廃棄物安全管理条例制定の背景

放射性廃棄物の管理については、2003年10月1日に施行された「放射能汚染防止及び処理法」の第6章において、原則的な規定が定められている。それを具体化するため、環境保護部により、放射性廃棄物安全管理条例（以下「条例」）の起草準備が開始され、2007年3月に意見聴取稿が完成し、国務院の関係部門等に送付されて意見が求められた。その段階では、放射性廃棄物の発生、排出、原子力施設の廃止に関する管理等も条例の適用範囲としていたが、その後、この条例では、他の法令等で定められている規定は扱わず、主として、放射性廃棄物の処理、貯蔵、処分について規定することとし、条例案が作成された。条例案は、2010年12月28日から2011年1月10日までパブリックコメントの募集を行い、更に修正して、条例が制定された。

なお、中国では、中低レベル放射性廃棄物処分施設はすでに2か所建設されているが、高レベル放射性廃棄物処分施設は、調査・研究段階にある。原発の使用済核燃料（現在のところ、再処理する計画のため直接処分の対象ではない）は、原発施設内の核燃料プールに貯蔵されており、貯蔵量が容量の限界に達した原発では、再処理施設に移送され、保管されているケースもある。

条例の概要

条例は、第1章総則、第2章放射性廃棄物の処理及び貯蔵、第3章放射性廃棄物の処分、第4章監督管理、第5章法的責任、第6章附則の全6章46か条からなる。次に条例の概要を紹介する。

【条例制定の目的】

放射性廃棄物の安全管理を強化し、環境を保護し、及び人体の健康を保障することを目的とする（第1条）。

【条例の適用範囲】

条例は、①放射性廃棄物の処理（浄化、濃縮、固化、圧縮及び包装等の手段による、放射性廃棄物の属性、形態及び体積の変更）、②貯蔵（使用済放射線源及びその他の放射性固体廃棄物の専門施設における一時的保管）、③処分（使用済放射線源及びその他の放射性固体廃棄物の専門施設における最終的保管）④管理監督等の活動に適用する（第3条）。なお軍用施設で発生する放射性廃棄物の管理には適用しない（第44条）。

【放射性廃棄物が発生する施設での管理】

放射性廃棄物が発生する施設には、原子力施設（原子力発電所、研究用原子炉、核燃料生産・処理施設等をいう）及び核技術利用施設（医療、工業、農業、科学研究等の分野で放射線源や放射線装置を利用する施設）がある。両者とも、使用済放射線源については、貯蔵施設に引き渡して集中的に保管し、又は処分施設に直接引き渡して処分しなければならず、放射性廃液は処理を施して固体廃棄物にしなければならない。放射線源以外の放射性固体廃棄物については、原子力施設は、自ら貯蔵した後、処分施設に適宜引き渡すが、核技術利用施設は、貯蔵施設に引き渡して集中的に保管し、又は放射性固体廃棄物の処分を行う施設に直接引き渡し、同施設が処分しなければならない。（第 10 条～第 11 条）

【貯蔵に関する規定】

放射性固体廃棄物の貯蔵を専門的に行う機関・団体が備えるべき条件、貯蔵許可証の取得義務及び許可証取得手続、許可証の有効期間（10 年）及びその延長手続、貯蔵する放射性廃棄物の出所、特性、数量等の貯蔵に係る事項の記録、貯蔵施設及び周辺環境の放射線量の測定、記録、報告等について定める。（第 12 条～第 18 条）。

【処分場所の選定】

国務院の原子力工業・産業主管部門は、地質、環境、社会経済的条件、環境影響評価等に基づいて、国務院の環境保護主管部門と共同で、放射性固体廃棄物の処分場所の選定計画を策定し、国務院に報告し、許可を得た後に計画を実施する。関係地方人民政府は、同選定計画に基づき、建設用地を提供し、放射性固体廃棄物の処分を支援する有効な措置をとらなければならない（第 20 条）。

【処分に関する規定】

放射性固体廃棄物の処分施設は、居住区、水源保護区、交通幹線道路、工場等から安全上必要な距離をとって建造しなければならない。低、中レベルの放射性固体廃棄物の処分施設は閉鎖後 300 年以上、高レベルの放射性固体廃棄物及び α 放射性固体廃棄物の深地層処分施設は閉鎖後 1 年以上安全に隔離できることが必要である。また、処分施設の運営機関が備えるべき財務や設備等の条件、処分施設に対する安全性の検査、施設の周辺環境の放射線の測定、記録、報告の実施、施設の閉鎖の際の条件等について定める（第 21 条～第 27 条）。

【貯蔵及び処分に係る費用負担】

放射性廃棄物の貯蔵又は処分の費用は、それぞれ引き渡す側が負担する（第 19 条）。

参考文献（インターネット情報は 2012 年 1 月 24 日現在である。）

・放射能汚染防止及び処理法の概要、条例の制定の経過等については、富窪高志「中国における原子力の安全—原子力発電関連法規を中心に」『外国の立法』No.244, pp.119-122.を参照。

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/024409.pdf>>

・「放射性废物安全管理条例」国务院法制办公室

<<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfugd/201112/20111200359337.shtml>>